

第 3 4 回 農業委員会定例総会

開催日時	令和 8 年 3 月 2 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 4 8 分
開催場所	佐川町役場 2 階大会議室
出席委員	<p>農業委員 出席 8 名</p> <p>2 番田村 和弘 3 番森田 有紀 4 番氏原 延</p> <p>5 番田村 公史 6 番澤村 重隆 7 番横畠 悦子</p> <p>8 番藤田 省三 9 番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席 1 0 名</p> <p>田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 永田 和道</p> <p>中村 修 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章</p> <p>田村 泰富 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席 0 名</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席 3 名</p> <p>邑田 昌平 森 正彦 岩佐 誠志</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩</p> <p>会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第 1 開会</p> <p>第 2 議事録署名委員選任</p> <p>第 3 報告</p> <p>第 4 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 5 号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件</p>

	<p>第6号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）に関する件</p> <p>第7号議案 令和8年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件</p> <p>第5 その他</p> <p>第6 閉会</p>
会長	<p>定刻になりましたが、定例総会の開会に先立ちまして、3月20日に他界されました藤原健祐委員さんのご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。</p> <p>皆様ご起立ください。</p>
	【全員 起立】
会長	黙祷。
	【全員 黙祷】
会長	<p>終わります。ご着席ください。</p> <p>なお、農業委員は欠員となっておりますが、改選の時期も間もないことから、補充は行わないこととなります。</p> <p>それでは、これより第34回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農地利用最適化推進委員の森正彦委員、邑田昌平委員、岩佐誠志委員の3名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、3番森田有紀委員と7番横畠悦子委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
藤本局長	それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、17日は、午前中に佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所において開催され、事務局より私と前田係長が出席しました。

こちらに関しましては、関係機関のスケジュールや情報共有を行った後、担い手育成総合支援協議会の幹事会において、認定農業者の計画変更について話し合いました。

また、午後にはコスモス行政営農振興協議会の幹事会がJA佐川支所において開催され、事務局より私が出席しました。

こちらに関しましては、報告事項として、JA高知県コスモス販売実績、令和7年度生産振興対策実績及び令和7年度事業計画に伴う予算執行状況について報告がありました。また、協議事項としまして、令和8年度の幹事役員の案と令和8年度歓送迎会の日程等について協議が行われました。

25日は、本日の定例総会となっています。

また、16日には令和8年度の人事異動の発表がありましたが、農業委員会事務局におきましては、異動はありませんでしたのでお知らせいたします。また、4月から1年間、よろしくお願いいたします。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届1件について報告します。

貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。

なお、解約事由は借受人変更のためとなっています。

つづきまして、報告事項3. 農用地利用集積計画の変更7件につきまして報告します。

貸出人・借受人や土地の所在、変更内容については議案書に記載のとおりです。

	<p>つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書2件について報告します。</p> <p>なお、届出事由はすべて相続となっています。</p> <p>相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>あっせん希望はありません。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件20件について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>59番から74番は賃貸借権の設定で、期間は10年間。賃料は反当り玄米30kgとなります。75番は売買による所有権移転です。</p> <p>76番から78番は使用貸借権の設定で、期間は5年間です。</p> <p>また、75番は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
2番田村委員	59番について報告します。

	<p>申請地は岩井口集落で、岩井口公民館から西へ約400mの所にあります。次作の準備をしている状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人は、障害児・者に対して、適切な職業を提供しながら、職業指導、職業訓練ならびに職業開発に関する事業等を行い、障害者の社会自立及び子供からお年寄りまでが安心して暮らせる地域社会の構築をもって公益の増進に寄与することを目的として活動するNPO法人です。また、今回の申請は、集落営農組織「斗佐耕楽会」が利用権で借りていた農地であり、「斗佐耕楽会」が解散することとなり、「斗佐耕楽会」からこちらの法人が後を引き継ぐこととなったことによる申請です。添付されている営農計画書には複数年での営農が計画されています。</p> <p>農作業に常時従事する予定で、栽培に必要な農機具類は「斗佐耕楽会」に無料で借りることとなっています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案59番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案59番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案60番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
2番田村委員	<p>60番について報告します。申請地は岩井口集落で、岩井口公民館から東へ約190mの所にあります。次作の準備をしている状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p>

	借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案60番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案60番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、61番について、確認委員さんの報告をお願いします。
2番田村委員	61番について報告します。申請地は鳥の巣と岩井口集落で、岩井口公民館から北東へ約200～300mの間にあります。それぞれ次作の準備をしている状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。 借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案61番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案61番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案62番について、確認委員さんの報告をお願いします。

3番森田委員	<p>62番について報告します。申請地は塚谷集落で、塚谷公民館から南西へ約50mの所にあります。現在は稲刈り後に耕されている状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案62番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案62番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、63番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
3番森田委員	<p>63番について報告します。申請地は塚谷集落で、塚谷公民館から南西へ約50mの所にあります。現在は稲刈り後に耕されている状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案63番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>

会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案63番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案64番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
6番澤村委員	<p>64番について報告します。申請地は下郷集落で、尾川橋から右岸を下流へ約500mの所にあります。現在は耕起している状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案64番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案64番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、65番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
6番澤村委員	<p>65番について報告します。申請地は高平集落で、高平橋から斗賀野方向へ約200mの所にあります。現状は耕起している状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案65番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>

	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案65番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案66番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
6番澤村委員	<p>66番について報告します。申請地は高平集落で、高平橋から斗賀野方向へ約100mの所にあります。現状は耕起している状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案66番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案66番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、67番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
6番澤村委員	<p>67番について報告します。申請地は高平集落で、高平橋から斗賀野方向へ約200mの所にあります。現状は耕起している状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案67番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案67番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、68番について、確認委員さんの報告をお願いします。
6番澤村委員	68番について報告します。申請地は高平集落で、高平橋から右岸を下流へ約20mの所にあります。現状は耕起している状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。 借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案68番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案68番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、69番について、確認委員さんの報告をお願いします。
味元推進委員	69番について報告します。申請地は室原集落で、室原公民館から西へ約230mの所にあります。現状は稲刈り後に田起こし作業を行った状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。 借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案69番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案69番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案70番について、確認委員さんの報告をお願いします。
味元推進委員	70番について報告します。申請地は室原集落で、室原公民館から南西へ約300mと西へ約230mの所にあります。現在は稲刈り後に田起こし作業を行った状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。 借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案70番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案70番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、71番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。
藤本局長	71番について、報告委員である邑田推進委員に代わり、報告します。 申請地は二ノ部と入寺山集落で、斗賀野駅から半径1kmの所にあり、水稻を栽培するとのことです。

	借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案71番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案71番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案72番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。
藤本局長	72番について、報告委員である邑田推進委員に代わり、報告します。 申請地は駅前集落にあり、斗賀野小学校から町道を西に50m入った左側の土地が申請地です。水稻を栽培するとのこと。 借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案72番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案72番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、73番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。

藤本局長	<p>73番について、報告委員である邑田推進委員に代わり、報告します。</p> <p>申請地は入寺山集落にあり、入寺山公民館から町道を南に300m行った右側の土地が申請地です。申請地では水稻を栽培するとのことです。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案73番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案73番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、74番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。</p>
藤本局長	<p>74番について、報告委員である邑田推進委員に代わり、報告します。</p> <p>申請地は入寺山と二ノ部集落にあり、斗賀野駅から半径1kmの所にあり、水稻を栽培予定とのことです。</p> <p>借受人については、59番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案74番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>

会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案74番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案75番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
田村宮幸推進委員	<p>75番について報告します。申請地は市の瀬集落で、馬の原橋から西へ20mと南へ100mの所にあります。現在、畑はブドウ、田は水稻刈り取り後の状態で、許可後は露地で野菜や水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主にニラを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている宮農計画書でも譲受人世帯での複数年の宮農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案75番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案75番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案76番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
5番田村委員	<p>76番について報告します。申請地は襟野々集落で、JR襟野々駅から南西へ約100mの所にあります。現在は稲作後耕耘された状態で、許可後は露地で飼料米を栽培する予定です。</p>

	<p>借受人は主に飼料米及び飼料稲を栽培する農事組合法人です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案76番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案76番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案77番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
中村推進委員	<p>77番について報告します。申請地は斗賀野小学校のプールの東側にあります。現在は荒打ち状態で、許可後は露地で飼料米を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、76番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案77番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>

会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案77番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案78番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
中村推進委員	<p>78番について報告します。申請地は下美都岐公民館から半径約700mの所に8筆あります。現在は荒打ち状態で、許可後は露地で飼料米を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、76番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案78番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案78番につきましては、申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> <p>行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんの報告をお願いします。</p>

北添推進委員	<p>6番について報告します。申請地は長竹自治会集落内で、産廃施設進入路入り口分岐から北東に約220mの所にあり、東側は畑、西側は本人所有の畑、南側は水路、北側は畑で関係者の承諾も得ています。</p> <p>また、排水計画については南側の水路へ流す予定であり、申請地への進入路は隣接する農地の畦を補修して通行する予定であり、問題ありません。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案6番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第2号議案6番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第3号農地法第5条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第3号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> <p>賃貸借権の設定であり、賃料は月額45万9千7百円。</p> <p>農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。</p> <p>行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。</p>

藤本局長	<p>7番について、報告委員に代わり、報告書を代読します。</p> <p>申請地は上郷集落にあり、桜座から北東に50mの所にあり、東側は宅地、西側は農地、北側は町道、南側は国道で、関係者の承諾は得ています。</p> <p>また、排水計画については問題なく、進入路についても南側国道より確保できており、何も問題ありません。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第3号議案につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。</p> <p>つづきまして、第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件を議題としますが、委員に関する案件がありますので、3番と4番をそれぞれ審議することとします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件3番について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、申請理由については議案書に記載のとおりです。</p> <p>賃貸借権の設定で、契約期間は5年間。賃借料は1筆で1万円です。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんの報告をお願いします。</p>

田村幸生推進委員	<p>3番について報告します。申請地は九反田集落にあり、佐川警察署から北東に隣接したところにあります。現在は畑作準備のため耕耘した状況で、公告後は露地でサツマイモを栽培する予定です。</p> <p>借受人は主に水稻、施設ニラ、乳牛をやっている専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、農作業に常時従事しています。栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案3番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。第4号議案3番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。</p> <p>つづきまして、第4号議案4番について、委員に関係する案件のため、永田推進委員の退席を求めます。</p>
	<p>【永田推進委員 退席】</p>
会長	<p>永田推進委員の退席を確認しましたので、第4号議案4番につきまして、事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件4番について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、申請理由については議案書に記載のとおりです。</p> <p>賃貸借権の設定で、契約期間は10年間。賃借料は1筆で8万8千円です。</p> <p>説明は以上です。</p>

会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
2番田村委員	<p>4番について報告します。申請地は岩井口集落で、岩井口公民館から南西へ約400mの所にあります。公告後は露地でニラを栽培予定です。</p> <p>借受人については、主にニラを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案4番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。第4号議案4番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。</p> <p>永田推進委員の着席を求めます。</p>
	【永田推進委員 着席】
会長	<p>永田推進委員の着席を確認しましたので、つづきまして、第5号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
前田係長	<p>第5号議案につきまして、説明をさせていただきます。地域計画に位置付けされています農地について、その農地を転用するにあたり、地域計画から除外したい旨の申出が、産業振興課へ提出されています。地域計画の内容を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、農業委員会が、町から変更に係る目標地</p>

	<p>図素案の作成の依頼を受け、作成した地図を町へ提出することとなっていますことから、今回、町が変更しようとする部分についての目標地図の素案を、議案として提出させていただいています。</p> <p>今回、変更する箇所や地図の詳細につきましては、タブレットへ掲載していますので、ご確認ください。変更の理由は、議案書の用途目的の欄に記載のとおりとなっています。</p> <p>また、地域計画の内容を変更する際の手続きと議案可決後の事務処理につきましては、これまでと同様となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第5号議案につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第6号議案令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)に関する件について議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第6号議案につきましては、お手元にお配りの資料をご覧ください。</p> <p>この目標設定につきましては、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農地等の利用の最適化を推進するために定めるものです。国の方針により、各農業委員会は毎年度、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を公表することが義務付けられています。</p> <p>佐川町においても、担い手不足や遊休農地の増加が課題となっており、これらを解消するための指針として以下の目標を掲げます。</p> <p>8年度の重点目標としましては、農地の集積については2頁目の(1)農地の集積の②目標に記載されています。遊休農地の解消につ</p>

	<p>いては同じく2頁目の(2)の②に記載があります。新規参入については3ページ目の(3)の②に記載されています。</p> <p>主な活動内容としましては、今年度の大きな変更点として、4月から5月の期間は「春季農地パトロール」を実施する目標としています。</p> <p>具体的には、令和7年度の調査で遊休農地と判断された場所や、令和7年度中に総会で審議された案件の農地などを再度現地確認し、その後の営農状況や改善状況を把握することで、より実効性の高い解消活動に繋げていきます。</p> <p>委員の皆様へのお願いとしましては、目標達成には皆様の地域に即した活動が不可欠です。「1人あたり月10日」の活動を目安に、地域農業の守り手としてお力添えをお願いいたします。</p> <p>細かい数字につきましては資料のとおりですが、春の現地確認に始まり、夏の一筆調査、冬のパトロールと、年間を通じて遊休農地や違反転用の発見・防止・解消を行っていく流れとなっています。</p> <p>特に意見がなければ、この内容で農業会議へ提出したいと思えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第6号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第6号議案につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第7号議案令和8年度農業者年金加入推進計画(案)に関する件について議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

前田係長	<p>第7号議案につきましては、お手元に配布の資料「令和8年度加入推進活動管理表ワークシート」に沿って、8年度の計画について説明させていただきます。</p> <p>まず、なぜこの計画案が必要なのかという点ですが、これは農業委員会のみinnで協力して年金の加入を勧めていくための「目印」になるものです。限られた時間の中で、いつ、だれが、どこを訪問するかをあらかじめ決めておくことで、スムーズに動くことができます。また、農業者年金業務委託手数料交付要綱第5に基づく高知県農業会議への報告するための大切な書類という側面もあります。</p> <p>8年度の新規加入目標は1名で、推進員24名体制で活動していきます。戸別訪問については、12月と2月を「推進強化月間」として、延べ60名の体制で直接お会いして農業者年金のメリットをお伝えしていく計画です。</p> <p>会議については、本日の総会を含めて年4回の開催を予定しています。あわせて、町の広報誌への掲載や、役場の窓口に来られた方にチラシを配布するなど、あらゆる機会知ってもらえるよう工夫していきます。</p> <p>昨年度の経験も活かしながら、皆で協力して進めていきたいと考えています。以上が、8年度の計画の概要となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第7号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
会長	<p>賛成全員。よって、第7号議案につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>藤本局長</p>	<p>私の方から、3点ほどお伝えいたします。</p> <p>まず1点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。</p> <p>農業会議に教えてもらった情報によると、委員の購読率が100%を達成した委員会は高知県内33委員会中10委員会とのことです。</p> <p>佐川町も100%に近付けるよう、まだ購読されていない委員の方におかれましては、ぜひ購読をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>つづきまして、2点目は貸付希望農地についてです。</p> <p>3月10日に農地の所有者の娘さんが役場に来庁され、斗賀野地区、西組の農地約1反3畝の田について、貸付を希望されています。借り手を探していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>つづきまして、3点目は令和8年度改選に向けた動きについてです。</p> <p>委員の募集に関しましては、令和8年2月2日から令和8年3月2日まで行っていましたが、定数に達しなかったため、3月16日まで期間を延長していました。</p> <p>その結果、定数に届きましたので、3月17日付で町のホームページ上で最終公表を掲載しています。</p> <p>今後は評価委員会で評価後、農業委員さんに関しては6月議会で同意をもらってから7月22日開催の組織会において町長から委嘱、推進委員さんに関しては7月22日の組織会において新しい農業委員さんでの審議の後、会長から委嘱されることとなります。</p> <p>私からは以上となります。</p>
<p>前田係長</p>	<p>私からは4点目の農地利用状況調査（一筆調査）の判断基準について説明させていただきます。</p>

	<p>以前から、委員さんからどの農地区分にしたらいいか、委員毎に判断が異なるので、目線合わせ、目慣らし会みたいなのをしたらどうかというお声がありました。</p> <p>令和6年度のタブレットと紙を併用した時は、紙の方へ作付け状況や雑草雑木状況、草刈状況について○×を記入していただきましたが、今回はお手元に配布の資料を作成してみました。特に5ページ目から7ページ目に現地調査の際に用いる判断基準を載せています。こちらを使用することで、皆さんが現場で区分の判断がしやすくなり、問い合わせがあった時にも「この判断基準により佐川町ではこの区分としています」と回答しやすくなるのではないかと考えます。</p> <p>今回、私の方でこの資料を作成しましたが、判断基準に関して皆さんのご意見をお伺いし、修正する箇所などがあれば、修正したものを最終版として作成し、7月の依頼時にお渡しする予定ですので、判断基準についてのご意見を伺いたと思います。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	農地利用状況調査（一筆調査）の判断基準につきましては、資料を一度、目を通していただき、意見等がございましたら、次回4月の総会の際に申し込みたいと思います。よろしくお願ひします。
会長	それでは、その他の情報共有・意見交換について、何かありますか。
	【特になし】
会長	<p>その他、特にないようなので、これで第34回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>次の定例総会は、4月22日 水曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行います。</p>

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
